

## 託送供給等約款の変更届出について

2021年2月18日  
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に2021年3月1日を実施日とする託送供給等約款の変更の届出を行いましたので、お知らせいたします。

当社は、電力・ガス取引監視等委員会の審議会における議論等を踏まえ、託送供給等約款（以下「約款」といいます。）に定める損失率<sup>※</sup>等を見直すため、2019年11月22日に経済産業大臣に対し、約款の変更の認可申請を行い、同年12月16日に認可を受け、2020年2月1日より実施しておりました。（2019年12月16日にお知らせ済）

この度、損失率の算定に用いた電力量の算出に誤りがあることが判明し、損失率の再算定を行ったところ、約款に定める値と相違したことから、損失率を変更するため、本日、電気事業法第18条第5項に基づき、2021年3月1日を実施日とする約款の変更の届出を経済産業大臣に行いました。

なお、今回の届出により損失率を変更するものの、2021年4月1日にも損失率の定期見直しを予定しており、短期間で度重なる変更はご契約者さまの混乱や負担増大を招く虞があることから、2021年3月1日から2021年3月31日までの期間に接続供給または需要抑制量調整供給に適用する損失率については、現行の値といたします。

また、今回の託送供給等約款の変更届出に伴う託送料金の変更はありません。

ご契約者の皆さまにはご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、当社といたしましては、今後、同様の事象が発生しないよう、再発防止に取り組んでまいります。

以 上

※ 損失率とは、発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（送電ロス）を算定する比率をいい、小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る送電ロスの合計に相当する量の電気の調達を行います。

別紙：託送供給等約款の変更内容（概要）

## 託送供給等約款の変更内容（概要）

### 1. 損失率の見直し

#### 【損失率】

電 圧	現 行	見直し後
低圧で供給する場合	7.7%	7.7%（変更なし）
高圧で供給する場合	3.3%	3.3%（変更なし）
特別高圧で供給する場合	1.4%	1.5%

### 2. 損失率についての特別措置

2021年4月1日には、損失率の見直し（過去3年（2017年度から2019年度）の実績損失率の平均値への変更）を予定しており、度重なる損失率の変更は、契約者さまの負担増大を招くことから、2021年3月1日から2021年3月31日までの期間は、現行の値を据え置くことといたします。

なお、現行の損失率に基づき接続供給または需要抑制量調整供給を行い、損失を被った契約者および需要抑制契約者に対しては、協議の上、その損失を補償いたします。

### 3. 誤算定の原因

損失率は送電端電力量と使用端電力量の差である損失電力量の実績から算定しますが、一部実績の加算漏れや入力誤りがありました。

今後、同様の事象を発生させないよう再発防止に取り組んでまいります。

以 上